令和9年度　保育園入園申込について



令和９年４月から入園を希望する子どもの入園申込を受け付けますので、提出書類を確認のうえ、受付期間内に提出してください。

産休・育休終了などで、年度途中から希望する場合も下記期間中に申込みをしてください。

【受付期間】

令和８年11月24日（火）　～　令和８年12月８日（火）

【令和９年度年齢別クラス】

令和９年４月1日時点の年齢でクラスが決まります。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
０歳児	令和８年４月２日 ～	３歳児	令和５年４月２日 ～ 令和６年４月１日
１歳児	令和７年４月２日 ～ 令和８年４月１日	４歳児	令和４年４月２日 ～ 令和５年４月１日
２歳児	令和６年４月２日 ～ 令和７年４月１日	５歳児	令和３年４月２日 ～ 令和４年４月１日

【受付場所・時間】

新規入園希望者　・・・　松野町役場　町民課　　９：00～17：00（土・日曜日を除く）

継続入園希望者　・・・　虹の森まつの保育園　　７：30～18：00（日曜日を除く）

【提出書類】

①　教育・保育給付認定申請書（現況届）　兼　入園申込書

②　保育の必要性を証明する書類

③　令和８年度市町村民税課税証明書

※令和８年１月１日に松野町に住所がなく、かつ個人番号が提出できない方

【結果通知】　　入所承諾書等は、令和９年３月頃に発行する予定です。

松野町役場　町民課　児童福祉係

〒798-2192　　松野町大字松丸３４３番地

TEL 0895-42-1113　　開庁時間（平日　８：30　～　17：15）

も　く　じ

1　保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ

2　町内の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ

3　入園の申込受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
⑴　令和９年４月１日に入園希望の場合
⑵　年度途中に入園希望の場合

4　教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～４ページ
⑴　認定区分について
⑵　保育の必要量（利用時間）について
⑶　保育の必要性と認定
⑷　認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量（利用時間）の区分

5　延長保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ

6　土曜日の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ

7　幼児教育・保育の無償化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５ページ

8　保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～６ページ

9　ならし保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ

10　給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ

11　認定内容の変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７ページ

12　特別利用保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ

13　第３号認定子どもにかかる利用者負担額保育料表・・・・・・・・・・・９ページ





保育施設利用にあたってのお願い

平成 27 年度から始まりました、「子ども・子育て支援新制度」は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の教育や地域の子ども・子育て支援を総合的にすすめることを目指しています。

このため、保護者の皆様方に次の３点につきまして、特にお願い申し上げます。

１　勤務等の時間帯に合わせて、保育施設をご利用いただくこと。

２　仕事が早く終わった時は、家事や買い物、その他の用事を済ませてではなく、仕事が終わり次第お迎えに来ていただくこと。

３　土曜日等で仕事がお休みの時、保護者のどちらかがご家庭で保育の時間を確保できる場合には、可能な範囲でご家庭での保育にご協力いただくこと。

新制度での取組と考え方についてご理解いただき、保育施設が安心安全で、円滑な運営ができますよう、ご協力をお願いいたします。

１　保育所とは

保育を必要とする乳幼児を、日々保護者に代わって保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。

入園には、保育を必要とする事由に該当することが要件となります。

２　町内の施設

令和元年４月より、松丸保育園と吉野生保育園を統合し、虹の森まつの保育園としてスタートしました。子育て支援拠点事業「つくしんぼ」を併設し、保育園を利用していない子どもとその保護者の方が集える施設となっています。

施設名	定員	住　所	電話番号	入園可能月齢
虹の森まつの保育園	80名	松丸１６６番地１	0895-42-0204	満６か月になった翌月以降

３　入園の申込受付について

⑴ 令和９年４月１日入園希望の場合

〇申込期間：令和８年11月24日（火）　～　令和８年12月８日（火）

〇申込先：虹の森まつの保育園または役場町民課

⑵ 年度途中に入園希望の場合

〇申込時期：入園希望時期の２か月前まで

例）10月１日入園希望の場合→申込期限：８月１日

〇申込先：役場町民課

4　教育・保育給付認定について

⑴ 認定区分について

子どもの年齢と保育の必要性の有無によって認定区分が決まります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
１号認定	満３歳以上就学前	なし（教育）	教育標準時間	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、特別利用保育
２号認定	満３歳以上就学前	あり	保育標準時間または保育短時間	認可保育園、認定こども園（保育部分）
３号認定	満３歳未満	あり		認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育

※３号から２号への変更は、町が職権で行うため、手続きの必要はありません。

⑵ 保育の必要量（利用時間）について

利用時間は、おおむね８時間が基本です。しかし、実際の利用時間は、就労時間や通勤時間を考慮して認定した「保育必要量の区分」の範囲内で、実際の勤務状況などを確認のうえで決定します。

ただし、お子さんの育成上の配慮の観点から短時間での利用が望ましい場合もあります。

保育必要量の区分	要　　件	保育時間
保育標準時間	保護者の就労時間が月120時間以上	最長11時間（7時30分から18時30分）
保育短時間	保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満	最長８時間（8時から16時）
教育標準時間	就労等保育を必要とする事由は不要	最長５．５時間（8時30分から14時）

⑶ 保育の必要性と認定

保育の利用は、保育の必要性が認められる場合に限られます。

保護者全員が下記のいずれかに該当することにより、保育の必要性が認められます。

〇就労（月 48 時間以上）
〇妊娠・出産
〇保護者の疾病、障害
〇同居親族等の介護・看護
〇災害復旧
〇求職活動
〇就学・職業訓練
〇虐待や DV のおそれがあること
〇育児休業取得時にすでに保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

※集団生活を経験させたい等の理由では保育の利用はできません。

◆保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする事由		必要書類
① 就労 ※月48時間以上の就労	会社等に勤めている方	**就労証明書** **（標準的な様式）**
	自営業の方 （農業を含む）	**就労証明書** **（自営業・農業・雇用主が親族の方）** ※民生委員の証明が必要です。 **※自営業（農業を含む）の方で、松野町に転入後２年未満の方、新たに自営業を始められて２年未満の方は、事業の実態が証明できる書類（前年所得に係る確定申告書、開業届等）**
② 妊娠中または出産後であること	出産予定月の前３か月から、出産した子どもが１歳に達する月の末日まで入園可 ※出産した子どもでなく上の子どもの入園条件	**出産申立書** 母子手帳
③ 疾病もしくは障がいを有していること		**疾病等申立書** 診断書、身障者手帳等
④ 同居または長期入院している親族を常時介護・看護していること		**介護（看護）申立書** 診断書、身障者手帳等
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること		**災害復旧申立書** 被災証明等
⑥ 求職活動	入園期間は90日が上限	**求職申立書** ハローワーク登録証等活動がわかるもの
⑦ 就学		**就学申立書** 在学証明書等
⑧ 虐待やDVのおそれがあること		**虐待・DV申立書**
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	出産した子どもが１歳に達する月の末日まで入園可 ※出産した子どもでなく上の子どもの入園条件	**就労証明書**

⑷ 認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量（利用時間）の区分

保育の必要性の認定で２号または３号認定を受けた方は、保育の必要量に応じて以下のいずれかの区分に認定します。この区分は、保護者の就労等の程度に応じて、利用可能な最大時間を設定するものです。

保育必要量の区　分	就労	妊娠出産	疾病障害	介護看護	災害復旧	求職活動	就学	育児休業
保育標準時間 1日最大11時間	△ ※1	△ ※3	○	○	○	×	△ ※1	×
保育短時間 １日最大８時間	△ ※2	△ ※3	○	○	○	○	△ ※2	○

※１　保護者の就労時間（就学時間）が月120時間以上

※２　保護者の就労時間（就学時間）が月48時間以上120時間未満

※３　原則、産前・産後各２か月間は標準時間、それ以外は短時間に区分されます。

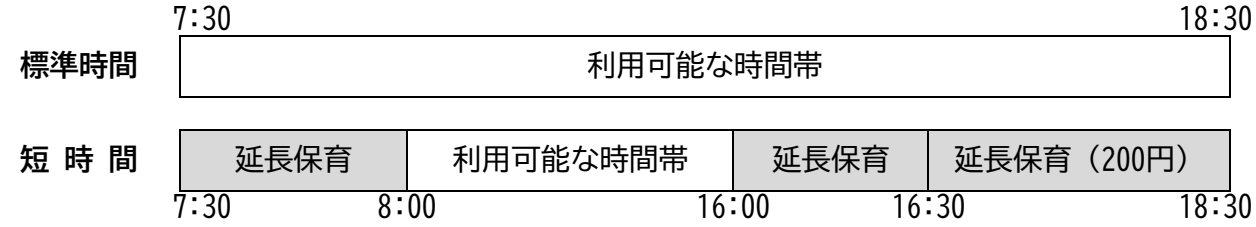
5　延長保育

保育短時間の認定を受けた方で、８時から16時以外に保育園を利用する場合は、延長保育となります。延長保育料は子ども１人につき、１回200円です。翌月に１か月分をまとめて現金でお支払いいただきます。

ただし、松野町では16時までの勤務の方の時間を考慮し、猶予時間を設け、７時30分から８時、16時から16時30分の間は延長保育料を免除しています。仕事の都合以外で８時間以上の利用はできません。勤務の都合等がない場合は、必ず16時までにお迎えをお願いします。

※延長保育料は無償化の対象外です。

【延長保育】



6　土曜日の利用について

土曜日の利用は、本当に保育が必要な方を優先して受入れを行います。

平日と同様、保護者の方（両親とも）が勤務の場合にお預かりいたします。保護者のどちらかが勤務がお休みの場合は、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いします。ただし、残業や急な出勤など、やむを得ない事情がある場合は、柔軟に対応しますので保育園にご相談ください。

※利用する月の前月の中旬までに保護者連絡アプリ（コドモン）によるアンケートで申請してください。

※給食の準備や職員の配置の都合がありますので、適切な利用にご協力ください。

7　幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、下記の方は保育料が無償になっています。

◆対象児童

① ３～５歳児クラスの全世帯の児童

② ０～２歳クラスの住民税非課税世帯の児童

※年度途中で満３歳になっても無償化の対象ではありません。対象年度の４月１日時点の年齢で算定します。

◆無償化の範囲

月額保育料が全額無償となります。※延長保育料は対象外です。

なお、幼児教育・保育の無償化の範囲に関する国の考え方は、給食費を保護者の実費負担とする取扱いに改められましたが、松野町の保育園においては、給食費（主食・副食）の実費徴収は行っておりません。町内産のお米を使用し、地産地消に努めているほか、副食費を免除することで、子育て世帯の支援に取り組んでいます。

※認可外保育施設や一時預かり等を利用する場合、条件により利用料が無償化の対象となります。必ず利用前に保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、役場町民課までご相談ください。

8　保育料

松野町では、少子化対策の取組として国の減免基準をさらに拡大し、養育している子どもの１人目と２人目の保育料を基準額の半額、３人目以降については無料としています。

◆保育料の支払

⑴ 保育料の納付は口座振替が原則です。口座振替の登録は金融機関での手続きが必要です。

⑵ 保育料の口座振替日は毎月25日です。振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。

⑶ 保育料は月額です。月途中に入退所した場合でも、原則日割り計算はしません。

⑷ 保育料を滞納すると、児童手当から直接徴収する場合もあります。

◆保育料の判定

⑴ 保育料は各家庭（父母合算）の住民税の所得割額等により決定します。

⑵ 金額の決定は年２回行います。その際、住民税額の確認作業を行います。４月～８月分は前年度の住民税、９月～３月分は現年度の住民税により決定します。

4月　5月　6月　7月　8月　**9月**　10月　11月　12月　1月　2月　3月

	令和８年度の市町村民税額による保育料	**令和９年度**の市町村民税額による保育料
	（令和７年１月～12月の所得に基づく）	（令和８年１月～12月の所得に基づく）

⑶ 保育料を決めるための書類の提出がない場合、または住民税未申告の場合、最高額の保育料とさせていただきます。住民税が確定しないと、保育料の算定ができませんので、所得がない方も必ず申告をしてください。

⑷ 父母共に住民税が非課税かつ父母の収入が生活保護の基準を下回る場合、同居の親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄姉）の内で最多収入者を家計の主宰者と認定し、その方の課税状況を含め保育料を算定する場合があります。

⑸ 病気等のやむを得ない理由により、月の半分以上を欠席した場合は、保育料を半額とします。ただし、個人的な理由による欠席は該当しません。

⑹ 生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）※がいる世帯は、所得に応じて保育料の軽減措置を受けられる場合がありますので、申請書の家庭状況の欄にご記入ください。申請書に記入していない場合は審査ができませんので、ご了承ください。

※身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・国民年金証書・精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付してください。

◆３歳以上児の主食費（ごはん）

３歳以上児の主食については、現金徴収や米持参等で本来保護者の負担であるところを、松野町では少子化対策の取組として、その負担を免除しています。また、町内産のお米を給食で使用することで地産地消にも取り組んでいます。

◆３歳児以上の副食費（おかず）

３歳児から５歳児にかかる副食費（おかず）は無償化の対象外とされ、原則保護者負担となりましたが、松野町では３歳児から５歳児に限らず、全年齢の子どもにかかる副食費を免除しています。

※国の目安では、１か月当たりおよそ5,100円の副食費相当分の免除です。

※免除は町内在住の子どもに限ります。

◆保護者会費

保育園にて、現金で徴収します。

9　ならし保育

お子さんの負担を軽減するため、お子さんが保育園での生活に慣れるまでは短い時間（午前中の数時間）での保育を行い、徐々に保育時間を長くしていきます。ならし期間は、お子さんにより個人差がありますが、おおむね１か月未満です。詳しくは保育園とご相談ください。

ならし保育は、育児休業からの復帰や新たに就労する場合、復帰日及び就労日のおおむね１か月前から利用できます。ならし保育期間も保育料が発生します。

10　給食について

松野町においては、全年齢の子どもにかかる給食費（主食費・副食費）の実費徴収は行っておりません。

新型コロナウイルス感染症や不慮の事態で給食が提供できない場合は、お弁当の持参をお願いする場合がありますのでご承知おきいただきますようお願いします。

アレルギーについては、医師からの診断書に基づき対応します。

11　認定内容の変更手続き

家庭状況の変更（住所・世帯構成・仕事等）があった場合は、早急に必要書類を提出してください。特に、勤務時間の変更や仕事を辞めたとき、妊娠・出産などで入所当初と状況が変わった場合は、早急に保育園または役場町民課へ連絡してください。

なお、**認定事由と保育必要量の区分は、さかのぼって変更することはできません。変更を希望する月の前月までに、教育・保育給付認定変更申請書（変更申請書）の提出が必要です。**

変更等の内容	必 要 書 類
世帯構成に変更があった場合	「変更申請書」（住民票の手続き後）
住所の変更があった場合	「変更申請書」（住民票の手続き後）
松野町外へ転出した場合 ※町外へ転出した場合、現在入所中の施設は退所となります。引き続き、同じ施設への入所を希望する場合は、転出先の住所地での手続きが必要となりますので、早めにご連絡ください。	「退所届」
現在の就労状況に変更があった場合 ・勤務先が変わった。 ・就労日数・就労時間を変更した。 ・求職中だったが勤務を開始した。	「変更申請書」および「就労証明書」 ※保育を必要とする事由や必要量が変わる場合は変更申請書が必要
勤務先を退職した場合	「変更申請書」および「退職日がわかるもの」 ※求職活動に認定変更する場合はその確認書類
産前産後休業・育児休業を新たに取得することになった場合 ・産前産後休業・育児休業期間を延長した。 ・育児休業を終え、職場に復帰することになった。	「変更申請書」および「就労証明書」
年度途中で住民税の申告(修正を含む)をした場合 ※保育料が変更される場合があります。	「変更申請書」 ※基準日に松野町外に住んでいた方は、住民税課税証明書（変更後のもの）

12　特別利用保育

地域に幼稚園等がないために、施設の利用ができない１号（教育）認定のお子さんが、地域の保育園を特別に利用することができる制度です。

２号・３号認定と異なり、保護者の就労等の保育を必要とする要件は必要ありません。

◆利用対象児童

松野町に在住の３歳児から５歳児のお子さんで、年少・年中・年長クラスの利用になります。

※４月１日時点で３歳以上であること。

◆保育時間

８時30分から14時00分までです。園行事の場合を除き、土・日曜日は休みです。

学校と同様に長期休暇がありますが、虹の森まつの保育園では特別に夏季休業期間の利用ができます。

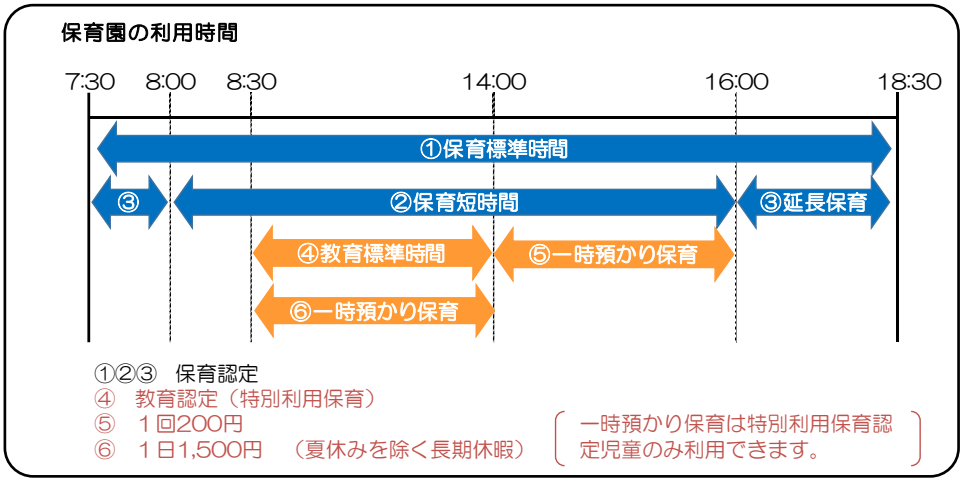
※長期休業日

・学年始休業日　･･･　４月１日 から ４月７日 まで
・夏季休業日　･････　７月21日 から ８月31日 まで
・冬季休業日　･････　12月26日 から 翌年１月７日 まで
・学年末休業日　･･･　３月26日 から ３月31日 まで

◆保育料

幼児教育・保育の無償化の対象となりますので、保育料は無料です。

また、都合（事前の申出）により、14時以降や長期休暇中に利用する場合は、一時預かり保育の利用となり利用料が発生します。



◆給食

給食を提供します。午後のおやつはありません。

※ご了承いただきたい事項

① 特別利用保育は、定員に空きがある場合に限りますので、２号（保育）認定の児童の入所が決まった場合は、退園していただく可能性もあります。
② 基本的には就労等により家庭保育に欠ける２号認定とは異なるため、お迎えの時間に頻繁に遅れる場合には、特例により利用をお断りする場合があります。
③ 就労、妊娠・出産等、保育の必要性が発生したときは、保育短時間または標準時間へ認定の変更ができますので、保育園もしくは役場町民課までお申出ください。

13　第３号認定子どもにかかる利用者負担額保育料表

（単位：円）

階層区分		定義		利用者負担額（月額）	
				保育標準時間	保育短時間
第１階層		生活保護世帯		0	0
第２階層		市町村民税非課税世帯		0	0
第３階層	1	均等割課税世帯	ひとり親世帯等	（2,250）　4,500	（2,250）　4,500
	2		その他世帯	（6,250）　12,500	（5,250）　10,500
	3	所得割課税額	ひとり親世帯等	（2,250）　4,500	（2,250）　4,500
	4	5,000円未満	その他世帯	（6,750）　13,500	（5,750）　11,500
	5	同上5,000円以上	ひとり親世帯等	（2,250）　4,500	（2,250）　4,500
	6	48,600円未満	その他世帯	（7,250）　14,500	（6,250）　12,500
第４階層	1	同上48,600円以上	ひとり親世帯等	（2,250）　4,500	（2,250）　4,500
	2	62,800円未満	その他世帯	（9,250）　18,500	（8,250）　16,500
	3	同上62,800円以上	ひとり親世帯等	（2,250）　4,500	（2,250）　4,500
	4	77,101円未満	その他世帯	（10,250）　20,500	（9,250）　18,500
	5	同上77,101円以上97,000円未満		（11,250）　22,500	（10,250）　20,500
第５階層	1	同上97,000円以上115,000円未満		（12,250）　24,500	（11,250）　22,500
	2	同上115,000円以上133,000円未満		（13,750）　27,500	（12,750）　25,500
	3	同上133,000円以上169,000円未満		（15,250）　30,500	（14,250）　28,500
第６階層	1	同上169,000円以上195,400円未満		（15,750）　31,500	（14,500）　29,000
	2	同上195,400円以上221,800円未満		（16,750）　33,500	（15,500）　31,000
	3	同上221,800円以上248,200円未満		（17,750）　35,500	（16,500）　33,000
	4	同上248,200円以上274,600円未満		（18,750）　37,500	（17,500）　35,000
	5	同上274,600円以上301,000円未満		（19,750）　39,500	（18,500）　37,000
第７階層	1	同上301,000円以上333,000円未満		（20,750）　41,500	（19,250）　38,500
	2	同上333,000円以上365,000円未満		（21,250）　42,500	（19,750）　39,500
	3	同上365,000円以上397,000円未満		（21,750）　43,500	（20,250）　40,500
第８階層		同上397,000円以上		（22,750）　45,500	（21,250）　42,500

１　保護者が養育する子どもの第１子及び第２子は基準額の半額である（）内の額とし、第３子以降は無料（０円）とする。ただし、第２階層に属する場合は第２子以降を無料（０円）とする。

２　１のうち、次のいずれかに該当する世帯は、第２子から無料（０円）とする。また、次のいずれかに該当する世帯が第２階層に属する場合は第１子から無料（０円）とし、第３階層に属する場合の第１子はひとり親世帯等の欄を適用する。

⑴　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

⑵　次に掲げる在宅障がい児（者）のいる世帯

ア　身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳の交付を受けた者

ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ　特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者